

福島県立博物館ビジョンの設定について

福島県立博物館は、昭和 61 年に県立の総合博物館として開館し、これまで県民の教育、学術及び文化の発展に寄与するため、さまざまな活動を行ってきました。

開館から約 40 年が経過し、その間博物館をとりまく社会が変化し、博物館に求められる役割も大きく変化してきました。福島県立博物館は、第 7 次福島県総合教育計画が掲げる「個人と社会の Well-being(一人一人の多様な幸せと社会全体の幸せ)」の実現に取り組むため、研究・収集・保存・展示・教育普及といった博物館の基本的役割を土台として、令和 4 年に改正された博物館法(*1) や第 26 回 ICOM(国際博物館会議)大会(令和 4 年開催)(*2) によって示された博物館の新たな役割を担っていきます。みなさんと共に地域の社会課題に向き合い、誰にでも開かれた博物館を目指すために、新たにビジョンを設定します。

ビジョン設定に伴い、これまでの福島県立博物館の使命(ミッション)を見直すとともに、ビジョンとミッションに基づいた行動指針としてバリューを定め、社会の変化に対応して持続的で未来志向の取り組みを目指します。

(*1) 令和 4 年改正博物館法の要約

○博物館法の目的について、社会教育法に加えて文化芸術基本法の本質に基づくことを定める。【第 1 条】

○博物館の事業に博物館資料のデジタル・アーカイブ化を追加するとともに、他の博物館等と連携すること、及び地域の多様な主体との連携・協力による文化観光その他の活動を図り地域の活力の向上に取り組むことを努力義務とする。【第 3 条】

(*2) ICOM 日本委員会による新しい博物館定義の日本語確定訳文

“博物館は、有形及び無形の遺産を研究、収集、保存、解釈、展示する、社会のための非営利の常設機関である。博物館は一般に公開され、誰もが利用でき、包摂的であって、多様性と持続可能性を育む。倫理的かつ専門性をもってコミュニケーションを図り、コミュニティの参加とともに博物館は活動し、教育、楽しみ、省察と知識共有のための様々な経験を提供する。”

■ビジョン：博物館がめざす姿

博物館は、文化の力でひとりひとりの豊かな生き方が育まれ

ていく場となります。

※ここでは、文化の力とは「関心を持ち、調べ、発見し、楽しみ、伝えること」と定義します。

博物館は、さまざまな関心を持つ人々の居場所となり、人々が出会う場(広場)となります(=土壌)。

誰にでも開かれた博物館活動を通して(=種をまき)、地域の文化や歴史、自然に楽しみながら関心を持つ仲間を増やします(=木が育ち)。

文化の力を糧とし、ひとりひとりが豊かになり、またひとりひとりが結びつきあい、広がっていきます(=森となる)。

■ ミッション：ビジョン実現に向けた福島県立博物館としての使命

福島県は、関東・北陸・東北地方の接するところに位置し、美しく豊かな風土のもと、時代を通して文化交流の地として発展し、特徴のある歴史・文化を形成してきました。また、広大な面積をもつ本県は、中通り・浜通り・会津地域に分かれ、それぞれ異なった風土と生活文化をもっています。

福島県立博物館は、ビジョンの実現に向け、こうしたユニークで多様な歴史、文化、自然を背景に、その価値を発見・共有し、共に地域文化を創造することで、ひとりひとりの豊かな生き方に資するため、以下のミッションを掲げます。

ふくしま発見 博物館

博物館は福島県の地域資料の収集・調査・研究を進め、その成果を広く発信します。皆さまと共に地域の歴史や文化、自然について学び、その価値を発見することで、文化の力を育みます。

出会いふれあう 博物館

博物館はすべての人に開かれ、皆さまが多様な人々や価値観と出会う場となります。出会いを通して、人と人との自由な交流や対話、新たな関心や主体的な学びを創出します。

あしたを拓く 博物館

博物館はひとりひとりの知りたい、学びたい気持ちに向き合うとともに、皆さまと協働し共にあしたを拓くパートナーとなります。互いの問題意識や課題を共有し文化の力でその解決に取り組みます。

■ バリュー：ビジョン実現に向け、ミッションに基づき取り組む4つの行動指針

1. 地域の文化に関する幅広い知識・資料の集積と発信
2. 社会変化に対応し、博物館機能を広げ深めるための活動の推進
3. 誰もが生涯学び続けることのできる機会の提供
4. 地域の多様な主体との連携・協働の推進による文化力の向上

※基本施策：バリューの4つの行動指針において取り組むべき項目

※活動基盤：基本施策の土台となる具体的な博物館活動

※中期目標：活動基盤のうち、特に次の5年間で取り組み達成したい目標